
第7回線引き見直しに係る都市計画公聴会
公述意見の要旨と県の考え方

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
A氏	<p>【特定保留区域について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 私は、田端西地区の地域で農業を営んでいる者である。 ○ 町は、第7回線引き見直しを、前回の第6回からの継続のつもりで第7回を行おうとしているが、第6回の際、我々地権者は、意向調査を受けたという実感がなく、特定保留区域になったという状態である。今回も、意向調査をされたという感覚がないまま、町が勝手に第7回線引き見直しの申出をしたと思う。このような勝手な町行政は承服しがたく、白紙に戻していただきたい。 ○ 今回の見直しが不調に終わった場合、もう二度と見直しはないだろうと町の職員が口を揃えて言っているため、その根拠を尋ねると、これから人口が減少傾向にあるということである。それならば、今回行う必要はあるのか。5年後にやる必要がないことを今だからやるというのはおかしい。主権在民ではなく主権在官である。 ○ 町は、線引き見直しと区画整理はセットでやらないといけないと言う。その理由は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」という長期的視点に立った都市の将来を明確にするためというが、行政がそんな長期的視野を持っているのか。 ○ 区画整理を組合施行という形で地権者に丸投げし、膨大な出費を生むかもしれない事業を、半分資金提供するという口約束だけで地権者にやらせようとしている。資金提供の内訳は、遊水地、公園、道路など公共設備に使用されるだけで、補助費、造成費、測量費、登記料等々は地権者が賄わなければならない。なぜ、地権者がそこまでやらなければいけないのか納得できない。 ○ 行政から言い出したこの田端西地区の件は、既に地権者が自ら言い出した案件のようにすり替りつつある。40数年前に区画整理をした田端西地区に再度、区画整理を強要し、地権者に重複した負担を負わせることは、行政として正しい行為なのか。 	<p>【特定保留区域について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 田端西地区には、地区内にさがみ縦貫道路の寒川南インターチェンジが設置されており、これに接続する都市計画道路藤沢大磯線が通過しています。 また、地区の北側と西側は工業系の市街地が形成され、東側は都市計画道路柳島寒川線に接し、南側は工業系の土地利用を図るため、土地区画整理事業が行われています。 このような田端西地区における立地特性等を踏まえ、寒川町の総合計画である「さむかわ2020プラン」では、この地区を『（仮称）寒川南インターチェンジ周辺は、自動車専用道路のインターチェンジ直近という交通条件の良さを適切に受け止めつつ、周辺環境との調和にも配慮した土地利用を図り、産業集積拠点として考えます』とし、また、「寒川町都市マスタープラン」においても、『さがみ縦貫道路（仮称）寒川南インターチェンジ周辺を当該道路の供用に伴う新たな産業の拠点』として位置付けています。 ○ 平成22年に告示した第6回線引き見直しでは、田端西地区を工業系の特定保留区域として位置付けましたが、所定の期間内に計画的な市街地整備の見通しが明らかとならなかったため、第6回線引き見直し期間中における市街化区域への編入を断念しました。 しかしながら、平成23年2月に全地権者で組織された「田端西地区まちづくり研究会」が発足し、平成24年11月には同じく全地権者で組織された「寒川町田端西地区土地区画整理組合設立準備会（以下「組合設立準備会」という。）」が設立され、全体説明会、役員会が定期的に開催されるなど、地権者における検討も進んできたことと承知しています。 また、平成26年6月に組合設立準備会が民間事業協力者を選定し、戸別訪問や全体説明会を行い、土地区画整理組合の設立認可に向けた具体的な検討が行われていると聞いております。

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
A氏	<ul style="list-style-type: none"> ○ 万が一、仮に線引きするならば、線引き見直しだけで、その後、地権者で考えていくのが筋道として正解であり、区画整理を強制的に抱き合わせで行うというのは納得できない。 ○ 田端西地区は市街化調整区域だが、その中に農業振興地域に指定された区域がある。農業をするためだけの土地であるが、線引きをするのに農業振興地域のままで行うというのはおかしい話で、農業振興地域を外してから線引きを見直すのが筋道である。 ○ 今年4月、都市農業振興基本法ができた。「都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的に制定された」といった農林水産省からの説明は私と意見が一致している。政府、農林水産省は、農地を守るように強く求めている。これを町はどのように捉えているのか。 ○ 町は、アンケートを行い、もう後を継ぐ者はいないから止めてしまえという具合に、農地を生かそうという考えは毛頭ないようである。 ○ 女優の浜美枝さんが寒川町へ講演に来た際、「これから皆さんでもっと、もっと美しい寒川にしてください」と言って帰られた。また、「寒川町の自慢できるものは何ですか」と木村町長に質問したところ、町長は答えられなかった。私は、町長が工業をたくさん誘致し、固定資産税、法人税を増やして財政を豊かにすれば何でもできるという発想ではないかと感じた。 ○ 町が独自の発想を生まず、50年前の考え方、工業は儲かる的な発想しかないのは嘆かわしい。現在、会社は撤退している状態で、長期的視野に立って会社を呼ぶということを繰り返そうとしている。 ○ 市街化調整区域のままで十分生きる道があるはず。町はこれから環境を重要視したまちづくりを推し進めなければならないのではないかと。安易な税収アップを考えるのは止めて欲しい。もっと住みやすい、外からうらやましがられる町 	<ul style="list-style-type: none"> ○ このような状況を踏まえ、土地区画整理事業の予算及び平均減歩率の試算結果等を提示した上で、平成26年9月には、寒川町が地権者に対して、市街化区域への編入と、組合施行の土地区画整理事業による工業系市街地整備の実施について、意向調査を実施しました。その結果、地権者の2/3以上の賛同が得られましたので、県と寒川町で調整を行い、第7回線引き見直しでは、引き続き、田端西地区を特定保留区域として設定することとしました。 ○ その後、組合設立準備会役員会を経て、平成27年5月、組合設立準備会による全体説明会や町による都市計画説明会を開催するなど、地権者の方々の意見を反映する機会を設けながら、必要な手続を進めてきたところです。 なお、町は今後も引き続き、地権者に対して、丁寧な説明に努めていくとしております。 ○ 田端西地区については、その地域特性や事業熟度、また、地権者の方々の賛同の状況等を踏まえ、新たな産業集積拠点の創出を目指すため、特定保留区域として設定することとしますが、市街化調整区域内の土地を新市街地（優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）として市街化区域へ編入するためには、計画的な市街地整備を確実に実施することが求められます。 田端西地区では、40数年前に土地改良事業を実施し、農業の生産性の向上を目指した基盤整備と農地の集団化を行っておりますが、新市街地を形成するためには、道路、公園、調整池等の公共施設を土地区画整理事業などの市街地整備により整備することが必要となります。 ○ 土地区画整理事業では、地権者から権利に応じて土地を提供してもらった減歩や、公共施設管理者からの負担金等により事業を行います。田端西地区における事業では、地権者の負担軽減のため、事業費の1/2（半分）を寒川町が補助すると聞いております。

公聴会 平成27年10月22日

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
A氏	<p>にしようではないか。工業地が多くても、うらやましがられることは絶対になく、市街化調整区域のまま、寒川神社と相模川を中心にした魅力ある町にすることは十分に可能である。もっと考えていただきたい。</p>	<p>なお、この事業では、公共施設の整備などにより、減歩に見合った、土地価格の上昇が期待できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本地区には、農業振興地域内の農用地区域もありますが、前述したような田端西地区の立地特性を踏まえて、特定保留区域として設定することとしました。なお、農業振興地域等については、特定保留区域として設定する時点ではなく、市街化区域へ編入する手続と合わせて、その変更を行うこととなります。 ○ 平成27年4月に施行された都市農業振興基本法については、今後、国が都市農業振興基本計画を策定しますので、この計画を踏まえて町が取り組んでいくと聞いております。 ○ 現在、寒川町では、新規就農者の受入れ、支援態勢の整備による担い手の確保、近隣市と農地情報を共有化した耕作放棄地の解消、大型直売施設を核とした町内直売所による地産地消の推進などの農業施策にも取り組んでいます。 ○ また、本地区の市街化区域編入に向け、これまで農業経営者の方々と会合による話し合いや個別訪問を行い、土地活用や代替地、納税猶予などの調整や意向把握に努めてまいりましたが、引き続き、農業経営上の課題を意向に沿って調整を進め、話し合いによる不安払拭に努めていくと聞いております。

公聴会 平成27年10月22日

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
B氏	<p>【特定保留区域について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 寒川の田端の者である。 ○ 今回の線引き見直しにおいて、寒川町田端西地区を前回の線引き見直しと同様の特定保留区域に位置付けることに対し反対する。 ○ 前回の線引きにおいて、田端西地区は平成22年3月23日に特定保留区域に指定されたが、私たち地権者の議論はなされず、都市計画審議会の決定がされ、説明会の報告だけだったと記憶している。また、町の説明では、少子高齢化に伴い市街化の抑制がかかり、第7回線引き見直しは行われぬ可能性があるため、第6回線引き見直しにおいて、随時、市街化区域編入できるよう特定保留区域に指定し、地権者の合意形成を推進し、説明会も何回も行ってきた。 ○ しかし、第6回線引き見直しの期間において、地権者の合意形成はされなかった。よって、特定保留区域の指定を解除すると思っていたが、今回の線引き見直しの素案において、特定保留区域の継続が盛り込まれたことは納得できない。 ○ 今回の案の申出を提出するに当たり、町は都市計画説明会を行った上で県との調整をし、案の提出をしたとのことだが、前回の線引きから5年以上も時が経ち、世界の経済状況、国内の政治経済の状況も変わり続けている現在、この特定保留区域の位置付けは地権者にどう影響するのか、もう一度議論をするべきではなかったか。 ○ 前回と同様、地権者の議論が全くされず、説明会という行政の責任逃れ、地権者無視の進め方に、寒川町に対して信頼が持てない。なぜ、議論のないまま素案が県に提出されたのか、お聞きしたい。議論がないまま提出された素案に対し、県の対応はどうか、県知事にお聞きしたい。 ○ この田端西地区、24.7ヘクタールが位置と区域を明示する特定保留区域として指定した根拠が分からない。圏央道寒川南インターがあるからとの返答には納得できない。なぜなら、圏央道寒川南イン 	<p>【特定保留区域について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 田端西地区には、地区内にさがみ縦貫道路の寒川南インターチェンジが設置されており、これに接続する都市計画道路藤沢大磯線が通過しています。 また、地区の北側と西側は工業系の市街地が形成され、東側は都市計画道路柳島寒川線に接し、南側は工業系の土地利用を図るため、土地地区画整理事業が行われています。 このような田端西地区における立地特性等を踏まえ、寒川町の総合計画である「さむかわ2020プラン」では、この地区を『（仮称）寒川南インターチェンジ周辺は、自動車専用道路のインターチェンジ直近という交通条件の良さを適切に受け止めつつ、周辺環境との調和にも配慮した土地利用を図り、産業集積拠点として考えます』とし、また、「寒川町都市マスタープラン」においても、『さがみ縦貫道路（仮称）寒川南インターチェンジ周辺を当該道路の供用に伴う新たな産業の拠点』として位置付けています。 ○ 平成22年に告示した第6回線引き見直しでは、田端西地区を工業系の特定保留区域として位置付けましたが、所定の期間内に計画的な市街地整備の見通しが明らかとならなかったため、第6回線引き見直し期間中における市街化区域への編入を断念しました。 しかしながら、平成23年2月に全地権者で組織された「田端西地区まちづくり研究会」が発足し、平成24年11月には同じく全地権者で組織された「寒川町田端西地区土地地区画整理組合設立準備会（以下「組合設立準備会」という。）」が設立され、全体説明会、役員会が定期的に開催されるなど、地権者における検討も進んできたと承知しています。 また、平成26年6月に組合設立準備会が民間事業協力者を選定し、戸別訪問や全体説明会を行い、土地地区画整理組合の設立認可に向けた具体的な検討が行われていると聞いております。

公聴会 平成27年10月22日

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
B氏	<p>ターはハーフインターであり、茅ヶ崎中央インターと対で通常のインターの役割を果たしている。この点を考慮するならば、寒川南インターから東へ茅ヶ崎中央インターまでの区域を特定保留区域に指定すべきではないか。納得できる根拠を聞かせて欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この位置や区域を指定するに当たり、素案を提出する前に、なぜ地権者が議論できなかったのか。そもそも都市計画審議会はこの区域を指定するに当たり、どれぐらいの審議時間を費やしたのか。具体的時間数を答えて欲しい。 ○ 前回の線引き見直しにおいて、特定保留区域の先にある市街化編入がされなかった状況を踏まえると、今回の線引き見直しにおいて、位置と区域を明記しない一般保留フレームにすることも可能であったと思うが、そちらを選択しなかったのはなぜかも聞かせて欲しい。 ○ 私は農業従事者である。この田端西地区に経営面積のほぼ半分を保有している。今回の特定保留区域の中には農振農用地に指定されている区域がある。特定保留区域の先の市街化区域編入を考えるならば、農振農用地が含まれるのは違和感がある。農振農用地は生産性の高い農地で、農業上の利用を確保すべき土地として指定されている土地である。そのような農振農用地に指定されている区域は、特定保留区域から除外すべきではないか。農振農用地に指定されている畑の意味が何なのか分からなくなる。除外されない理由を聞きたい。 ○ 町の説明では、田端西地区では農業後継者がなく、農業放棄地が増えているとのことだが、この状況は田端西地区だけの話ではない。町内、県全体、そもそも全国的な問題である。荒廃地が増えてミニ開発が増えるので、特定保留区域に指定し、市街化編入を目指すという考えは開発行為ありきで、荒廃地が増えないようにする対策をしない行政の怠慢だと思っている。また、議論のすり替えを行っているにすぎない。 ○ 市街化しないとまちづくりができない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ このような状況を踏まえ、土地区画整理事業の予算及び平均減歩率の試算結果等を提示した上で、平成26年9月には、寒川町が地権者に対して、市街化区域への編入と、組合施行の土地区画整理事業による工業系市街地整備の実施について、意向調査を実施しました。その結果、地権者の2/3以上の賛同が得られましたので、県と町で調整を行い、第7回線引き見直しでは、引き続き、田端西地区を特定保留区域として設定することとしました。 ○ その後、組合設立準備会役員会を経て、平成27年5月、組合設立準備会による全体説明会や寒川町による都市計画説明会を開催するなど、地権者の方々の意見を反映する機会を設けながら、必要な手続を進めてきたところです。 なお、町は今後も引き続き、地権者に対して、丁寧な説明に努めていくとしております。 ○ 寒川町は、平成26年3月24日及び平成27年5月28日に開催した寒川町都市計画審議会において、第7回線引き見直しの報告を行っております。この報告に対して、審議会委員から、茅ヶ崎市萩園上ノ前地区の進捗状況や田端西地区との関連性に関する質問や、田端西地区と倉見地区の保留設定の位置付けに関する質問等があり、他の案件も含めて、2日間の合計で約3時間審議したと聞いておりますが、詳細については、同審議会の議事録を御確認ください。 ○ 本地区には、農業振興地域内の農用地区域もありますが、前述したような田端西地区の立地特性を踏まえて、特定保留区域として設定することとしました。なお、農業振興地域等については、特定保留区域として設定する時点ではなく、市街化区域へ編入する手続と合わせて、その変更を行うこととなります。 ○ 現在、寒川町では、新規就農者の受入れ、支援態勢の整備による担い手の確

公聴会 平成27年10月22日

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
B氏	<p>との考えは、無能な行政の発言だと思う。荒廃地を増やさないようにするため町はどのような対策をとるのか。町の農業をどう考えているのか。TPP交渉の合意などで町の農業はどう変化するか分からないが、この田端西地区に関しては、この地区の農業という産業はもう要らないと言っているように思われる。この区域の中で一生懸命農業経営されている方をどのように思っているのか、直接町長に聞きたい。</p> <p>○ 私はこの区域で今後も農業経営をしていきたいと思っている。その思いを貫くためにも特定保留区域の指定継続はとても困る。不安です。いつ市街化区域に編入されてしまうか、不安で、安心して安全で安心な野菜を栽培するのに支障を来している。この地権者無視の線引き見直しの素案を撤回していただきたく、反対の意見を述べさせていただいた。</p>	<p>保、近隣市と農地情報を共有化した耕作放棄地の解消、大型直売施設を核とした町内直売所による地産地消の推進などの農業施策に取り組んでいます。</p> <p>○ また、本地区の市街化区域編入に向け、寒川町では、これまで農業経営者の方々と会合による話し合いや個別訪問を行い、土地活用や代替地、納税猶予などの調整や意向把握に努めてまいりましたが、引き続き、農業経営上の課題を意向に沿って調整を進め、話し合いによる不安払拭に努めていくと聞いております。</p>

公聴会 平成27年10月22日

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
C氏	<p>【特定保留区域について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 私は田端に住む者である。 ○ 第7回線引き見直しに反対の意見を述べる。 ○ 私は子どもの頃から農業をやっており、現在は、軟弱野菜を中心に栽培し、生活している。 ○ 県から町に何ヘクタールの減反しなさいと指示が来て、町のため、私たちも一生懸命協力した。田んぼを転作するため、当時1反100万円かけて畑にした。 ○ 左岸用水池から田んぼへ水を引くには、今だと1反4,000円かかるが、田んぼから畑にするため30年間分の権利を外す脱退料を払う必要があり、100万も払った。その土地から区画整理や線引き見直しが始まれば、出て行けという。私たちが一生懸命やってきたのにそこから出て行けというのは非常に悔しい。真面目にやってきた人ほど、ショックが大きく、真面目にやってきた人がばかをみるような、大きな落とし穴があるとは思わなかった。農家は国民年金だけで、勤めていた人は厚生年金をたくさんもらって生活できるのだろうが、我々は死ぬまで動けるだけ動いて、家計の足しに働いている。 ○ 自分の経営している所有地の全部がこの地域にある。そこから出て行けと言われても、この問題については協力できない。 ○ 少子高齢化で人口増はないと言われ、第6回線引き見直し以降は見直しがありませんと、町からも言われた。第6回線引き見直しで区画整理もどんどん始めようと言って始めたが、何の進展もない。もうこの辺でやめたらどうか。市街化調整区域のままでもいい。線引きを見直しして、工業団地にしても、自分の子どもの家もできなければ、相続した子どもたちも、またその子どもの家もできない。こんなことをやる必要はない。 ○ 県の指導で7回目の線引き見直しがあるというが、県からどのような指導があったのか聞かせて欲しい。 ○ 昭和45年の当初線引きの際、田端部 	<p>【特定保留区域について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県では、市町や県民の方々の意見を踏まえ、都市計画の目標や、県の基本的な考え方などを示す「第7回線引き見直しにおける基本的基準」を策定し、平成26年1月に市町へ通知して、第7回線引き見直しに着手しました。 ○ 田端西地区には、地区内にさがみ縦貫道路の寒川南インターチェンジが設置されており、これに接続する都市計画道路藤沢大磯線が通過しています。 また、地区の北側と西側は工業系の市街地が形成され、東側は都市計画道路柳島寒川線に接し、南側は工業系の土地利用を図るため、土地区画整理事業が行われています。 このような田端西地区における立地特性等を踏まえ、寒川町の総合計画である「さむかわ2020プラン」では、この地区を『（仮称）寒川南インターチェンジ周辺は、自動車専用道路のインターチェンジ直近という交通条件の良さを適切に受け止めつつ、周辺環境との調和にも配慮した土地利用を図り、産業集積拠点として考えます』とし、また、「寒川町都市マスタープラン」においても、『さがみ縦貫道路（仮称）寒川南インターチェンジ周辺を当該道路の供用に伴う新たな産業の拠点』として位置付けています。 ○ 平成22年に告示した第6回線引き見直しでは、田端西地区を工業系の特定保留区域として位置付けましたが、所定の期間内に計画的な市街地整備の見通しが明らかとならなかったため、第6回線引き見直し期間中における市街化区域への編入を断念しました。 しかしながら、平成23年2月に全地権者で組織された「田端西地区まちづくり研究会」が発足し、平成24年11月には同じく全地権者で組織された「寒川町田端西地区土地区画整理組合設立準備会（以下「組合設立準備会」という。）」が設立され、全体説明会、役員会が定期

公聴会 平成27年10月22日

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
C氏	<p>落では地権者の総会を開いて一晩審議した。その結果、田端では農家の経営者が多く、5年後に見直しがあり、様子を見るといことで市街化区域の設定は見送った。その後、当分の間、線引きの見直しは行われなかった。平成2年の第3回線引き見直しの際も地元の総会を開いて一晩審議しさがみ縦貫道路が開通したら考えるということで閉会した。このように地元の意見を聞いて、素案を県のほうへ出して欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その後、平成22年の第6回線引き見直しで、特定保留区域に位置付けされたが、我々は議論していないので記憶にない。今回の第7回線引き見直しについて、審議委員がどの程度の時間で審議したか、どんな意見が出たか、それも聞きたい。審議委員15人中、田端部落からは誰一人審議委員がいない。こういう、地元で重大なことがあるときは、地元の審議委員を出すべきではなかったか、答えを聞きたい。 ○ 住民の意見も聞かずに素案を出された。何を見て、判断したのか。区画整理の進捗状況を見て判断したのか、それも聞きたい。 ○ 市街化調整区域であれば相続税、固定資産税、全てが安い。農家は経費のかからない、安いところでなければ生活できない。だから、調整区域でよい。そのままにしておいて欲しい。 ○ この地は昔から田端農業の中心地である。そこで皆、生計を立て、家族を養っている。この地がなくなったら、田端の農業の火は消えてしまう。まだ農業をやっている人がいるので、その点をよく考えていただきたい。 ○ 農地を持っている人が農地を耕さないで、農地を持っていない人が家庭菜園で毎日楽しんで耕している。おかしなことなので、町でも、県でも、何かいい方法を考えるべきではないか。 ○ 農政を私は信頼していない。 ○ 田端工業団地ができるときに賛成の条件であった二本松公園を地元は何にも話せず、町の財産だからといって、公園を 	<p>的に開催されるなど、地権者における検討も進んできたと承知しています。</p> <p>また、平成26年6月に組合設立準備会が民間事業協力者を選定し、戸別訪問や全体説明会を行い、土地区画整理組合の設立認可に向けた具体的な検討が行われていると聞いております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ このような状況を踏まえ、土地区画整理事業の予算及び平均減歩率の試算結果等を提示した上で、平成26年9月には、寒川町が地権者に対して、市街化区域への編入と、組合施行の土地区画整理事業による工業系市街地整備の実施について、意向調査を実施しました。その結果、地権者の2/3以上の賛同が得られましたので、県と町で調整を行い、第7回線引き見直しでは、引き続き、田端西地区を特定保留区域として設定することとしました。 ○ その後、組合設立準備会役員会を経て、平成27年5月、組合設立準備会による全体説明会や寒川町による都市計画説明会を開催するなど、地権者の方々の意見を反映する機会を設けながら、必要な手続を進めてきたところです。 ○ なお、寒川町は今後も引き続き、地権者に対して、丁寧な説明に努めていくとしております。 ○ 寒川町は、平成26年3月24日及び平成27年5月28日に開催した寒川町都市計画審議会において、第7回線引き見直しの報告を行っております。この報告に対して、審議会委員から、茅ヶ崎市萩園上ノ前地区の進捗状況や田端西地区との関連性に関する質問や、田端西地区と倉見地区の保留設定の位置付けに関する質問等があり、他の案件も含めて、2日間の合計で約3時間審議したと聞いておりますが、詳細については、同審議会の議事録を御確認ください。 ○ なお、市町村都市計画審議会の設置については、都市計画法第77条の2の規定に基づき、その組織及び運営に関しては、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定めることとなります。

公聴会 平成27年10月22日

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
C氏	<p>他の企業に売った。こんなことがあっていいのか。町は今度できるその地域の中にあるべき3%の公園も地元で相談しないでまた売るのは。私は納得できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 田端では、産業道路が田んぼの真ん中を南北に走り、その田んぼを町で道路買収をした。その際、土地だけ買収し、用水を抜ける脱退費となる30年分の用水費は元の地主、所有者に押しつけた。 ○ 産業道路ができ、同じ土地改良区域の中に道路が1本できたが、その西側は、住宅がない、中心から離れているという理由で買収費が1割安くなっている。協力した者がばかを見るような世の中があつていいのか。 	<p>寒川町では、寒川町都市計画審議会条例に基づき、公募の町民、自治会連合会長、町議会議員及び学識経験者で審議会委員が構成されています。審議会委員は、町長が委嘱するものですが、特定の地域に関連する議案や報告事項があるからといって、その特定の地域における代表者を審議会委員とするものではないと寒川町から聞いております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 線引き見直しは、概ね10年後の将来人口予測のもと、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などを都市計画に定めるとともに、無秩序な市街化を防止するため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するものです。 <p>前回、2015（平成27）年を目標年次とする第6回線引き見直しの手続を進めていた際、すでに、少子高齢化、人口減少社会、産業の空洞化などが顕著化していたため、さらに10年後となる第7回線引き見直しにおいて、工業系の市街化区域を拡大できるか不透明であったことから、寒川町は、特定保留区域としての設定が第6回線引き見直しで最後になるかもしれないと、田端西地区の地権者の方々に説明させていただいたと聞いております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、寒川町では、新規就農者の受入れ、支援態勢の整備による担い手の確保、近隣市と農地情報を共有化した耕作放棄地の解消、大型直売施設を核とした町内直売所による地産地消の推進などの農業施策に取り組んでいます。 ○ また、本地区の市街化区域編入に向け、寒川町では、これまで農業経営者の方々と会合による話合いや個別訪問を行い、土地活用や代替地、納税猶予などの調整や意向把握に努めてまいりましたが、引き続き、農業経営上の課題を意向に沿って調整を進め、話合いによる不安払拭に努めていくと聞いております。 ○ 田端二本松公園は田端工業団地の造成

公聴会 平成27年10月22日

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
C氏		<p>時につくられ、寒川町に移管されたものです。寒川町からは、同公園売却前の平成18年7月19日、田端自治会に対して説明会を開催し、同公園を売却し、その売却益を田端スポーツ公園の整備費に充てる方針を説明したと聞いております。また、寒川町は平成22年4月、田端地区内に、矢島公園を街区公園として整備しております。</p> <p>○ 田端地域内で行われた道路整備に伴う用地の取得については、国及び県は「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」などにより、適正な価格でその補償を行っております。</p>